



STEP 1

STEP 2

В

C

E F

G H

J K

L

N O

P Q

S

R

STEP 3 巻末資料

第4節

『環境羅針盤』の位置づけ

環境施策の総合的推進

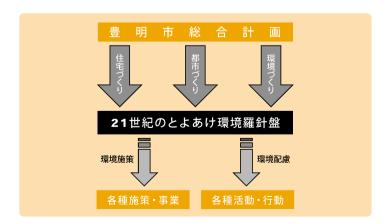
『環境羅針盤』は、より良い環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊明市環境基本条例第14条に基づき策定します。

2 豊明市総合計画の環境面からの支援

『環境羅針盤』は、豊明市総合計画に示されている「豊明市のまちづくり」をより 良い環境づくりの側面から考えていきます。そして豊明市の環境全般に関しての 基本計画として、環境に関係する全ての計画、施策、事業、活動に対して、目標や 行動等の方向性を示します。

3 より良い環境を実現させるための配慮指針

より良い環境を実現させるため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で環境への 配慮や行動を進めていくことが重要です。このため、『環境羅針盤』では、市民・事 業者・行政のそれぞれが配慮すべき事項を示します。





第5節

『環境羅針盤』がめざすところ

『環境羅針盤』は、豊明市環境基本条例の理念でもある「環境の保全と創造」「持続的発展可能な社会の構築」「地球環境の保全」の3つを、そのめざすところとします。

豊明市環境基本条例 第3条 基本理念

1

環境の保全と創造

環境の保全及び創造は、健全で緑豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在及び将来の市民がこの恩恵を共有することができるように積極的に推進されなければならない。

(2)

持続的発展可能な社会の構築

環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行なわれるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3

地球環境の保全

地球環境の保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、 それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(豊明市環境基本条例より抜粋)



『環境羅針盤』の対象範囲

計画に基づいた各種施策が実施される対象の範囲は、近隣市町の事業活動が豊明市の環境や市民生活に影響を及ぼす一方、豊明市での活動も周辺地域に影響を及ぼすため、豊明市全域及び豊明市の環境や活動等に関係がある範囲とします。

STEP 1

STEP 2

\

}

C

D

E

G

•

L__

N

D

0

Q

R

STEP 3

巻末資料



STEP 1

STEP 2

A

В

С

D E

F

G

K

M

N 0

P Q

R

STEP 3

巻末資料

第 7 節

『環境羅針盤』の期間

豊明市環境基本計画は、2001年(平成13年度)すなわち21世紀からスタートする計画であることを考慮し、計画の期間は豊明市の望ましい環境像を達成すべく、21世紀から22世紀までの100年間を見据え、次世代により良い環境を継承する計画であることを念頭においたうえで次の目標年次を掲げます。



2001年~2005年

(平成13年度から平成17年度)

※2006年以降は、5年ごとに短期目標を定めます。



2001年~2020年

(平成13年度から平成32年度)

※社会状況の変化等に応じて、適宜内容の充実や見直しをします。



* STEP 2 21世紀の豊明市の環境づくり

人と人、人と地域、人と自然の 環境理想都市 豊明





豊かで明るい社会をつくっていくため、自分のまちに愛着をもつことが大切です。例えば、公園づくりに住民がアイデアを出し合い、自ら公園の手入れをしていくことで、自分たちの公園として大切にしていく気持ちが高まった例があります。このように、自分のまちについて、誰かが行う」でなく「自らが率先し実践していく」ことがまちづくりの原点であります。

人と自然

緑やため池、農地といった、生き物を育む自然は、人にとっても安心して 暮せる環境だと思います。そんな自然が身近にあったら、きっと豊かな時 間ですさせると思います。自然は生活や人間形成に不可欠であり、人間も 自然生態系の一部であることを忘れずに暮らしていきたいと考えます。

環境理想都市

このように豊かな環境と明るい社会をつくっていくため、『人と人』『人と地域』『人と自然』 とが互いに関連しあうことが大切です。すなわち、「人」と「地域」と「自然」がいろいろな 形で有機的につながり、まちが一つの生態系をなすような『環境ユートピア』をめざします。

豊明市環境基本計画 第4四半期短期目標(案) (平成28年度 ~ 平成32年度)

A 自然の保全

<長期目標>

- ・市の全ての事業・活動は、環境保全と調和して行います。
- ・ホタル、メダカ等の身近な生き物の生息を維持していきます。

<短期目標>

- ・自然豊かな緑地を保全し、そこに住む動植物の保護に努めます。
- ・平成27年度末の森林等緑地面積の維持に努めます。

B 風景の保全

<長期目標>

・次世代に伝えていきたい風景等を維持していきます。

<短期目標>

・二村山、二村山緑地、ナガバノイシモチソウ自生地及び大狭間湿地の保全に 努めます。

C自然とのふれあいの確保

<長期目標>

・全ての地域に自然とふれあえる場を確保します。

D ため池等の水辺の保全・活用

<長期目標>

- ・それぞれのため池は、その個性や地域特性に応じた保全・活用を図っていき ます。
- ・市内の水辺における自然な水際の残存距離を現況より延長します。

<短期目標>

・河川及びため池の再整備を進め、人と自然との交わりが持てる場にします。

E 水質の浄化

<長期目標>

- ・市内のため池の水質は、 $COD値8mg/\ell$ (注1)以下をめざします。
- ・市内河川の水質は、BOD値5mg/Q(注2)以下をめざします。
- (注1)生活上不快を感じない限度の環境基準値(湖沼C類型)
- (注2)コイ・フナが生息するに適する環境基準値(C類型)また、市内河川の水質目標値については生活排水対策推進計画による。

<短期目標>

- ・ 浄化槽を使用している家庭に対し、保守点検・清掃・法定検査の実施指導 を強化します。
- ・単独処理浄化槽を使用している家庭に対し合併処理浄化槽設置事業費補助 金制度を広く周知して合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の浄化を図 ります。

F 産業活動の支援

<長期目標>

・地域環境に配慮した事業活動をめざします。

<短期目標>

・小規模事業所の環境対策推進を図ります。

G 農地の保全・農業の支援

<長期目標>

・ 農地を確保するとともに、増加傾向へ転じるような田畑を復旧させる工夫 を行っていきます。

<短期目標>

- ・遊休農地の解消のため、市民農園の拡大や、農地バンクの充実に努めます。
- ・農業後継者の育成に努めます。

H 水とまちづくり

<長期目標>

・緑地等の雨水浸透面積の確保をめざします。

<短期目標>

・歩道透水性舗装整備を進めます。

I 災害に強い都市づくり

<長期目標>

・市民の生命、身体及び財産を災害から保護することをめざします。

<短期目標>

- ・自主防災組織の充実を図ります。
- ・災害備蓄場所の増加、充実を図ります。

J 潤いと安らぎのあるまちづくり

<長期目標>

・市民、ボランティア、事業者、行政の協力体制を確立し、潤いと安らぎの

あるまちづくりをめざします。

<短期目標>

・都市公園の整備を推進します。

K より良い道路環境づくり

<長期目標>

・道路における各種公害に関しては、法令等で定められた環境基準・規制基準値内を維持します。

L 環境汚染のないまちづくり

<長期目標>

- ・道路、工場、事業所、事業活動、廃棄物処理等、市内の施設・活動による 環境影響や環境汚染の監視を行っていきます。
- 各種規制対象物質においては、規制基準値内を維持していきます。

<短期目標>

・環境汚染の監視及び指導体制の強化を図ります。

M 快適で安全な都市づくり

<長期目標>

- ・環境調和型、配慮型事業所の増加をめざします。
- ・快適で安全な都市基盤整備の達成をめざします。

N ごみから超ごみへの転換

<長期目標>

- ・市民、事業者、行政の協力、連絡体制を確立するとともに、その取組を豊かなまちづくりに活かしていきます。
- ・市内全ての廃棄物の処理や投棄について、環境影響や環境汚染を監視していきます。
- ごみゼロ社会をめざします。

<短期目標>

- 一人一日あたりのごみ排出量の減量をめざします。
- ・事業系ごみ排出量の減量をめざします。

O食の安全

<長期目標>

・有機農産物、食品添加物等、食の安全に関する情報を提供します。

・地元での食料自給によって食の安全をめざします。

P 地球規模で考えるこのまちの取り組み

<長期目標>

・省エネルギーに努め、二酸化炭素の排出量の削減(1990年比6%減)をめざします。

Q環境教育

<長期目標>

・全ての市民が環境を学び、良く知ることができる機会を創出します。

<短期目標>

・児童生徒の環境学習機会を増やします。

R 市民参加・市民行動

<長期目標>

・全ての市民が環境について考えたり、行動することができる機会を持ちま す。

【目標值】環境審議会市民公募委員:2名(維持)

S 環境施策の推進(市民・事業者・行政のパートナーシップ)

<短期目標>

- ・環境基本計画の推進や環境施策の実行等をチェックする、市民と事業者と 行政とのパートナーシップによる組織をつくります。
- ・環境基本計画の進捗状況を公表します。